

第 8 3 号議案別紙

埼玉中部資源循環組合の解散及び財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 8 条及び第 2 8 9 条の規定により、令和 2 年 3 月 3 1 日をもって埼玉中部資源循環組合を解散し、及び同組合の財産処分を以下のとおり定めることについて協議する。

令和 年 月 日

東松山市長 森 田 光 一

桶川市長 小 野 克 典

滑川町長 吉 田 昇

嵐山町長 岩 澤 勝

小川町長 松 本 恒 夫

川島町長 飯 島 和 夫

吉見町長 宮 崎 善 雄

ときがわ町長 渡 邊 一 美

東秩父村長 足 立 理 助

1 吉見町に帰属させる財産

(1) 備品

区分	数量
公印	15個
ファイリングキャビネット	6台
キャビネット	1台
ガラス引戸書庫	4台
ロッカー	1台
シュレッダー	1台
電話機	1台
加湿器	1台
液晶プロジェクター	1台
スクリーン	1台
机	12台
事務用イス	3台

2 基金

市町村名	ごみ処理施設建設費 負担金計画積立分	左記以外
東松山市	157,681,000円	29.01%
桶川市	133,064,000円	24.52%
滑川町	36,948,000円	6.71%
嵐山町	36,640,000円	6.75%
小川町	58,832,000円	10.95%
川島町	60,000,000円	7.88%
吉見町	39,595,000円	7.34%

ときがわ町	25,929,000円	4.79%
東秩父村	11,311,000円	2.05%

3 その他の財産は、構成団体の協議によりそれぞれ承継する。